

1 令和6年度に適用された税率等に関する調

第3 令和6年度に適用された税率等に関する調

1 令和6年度に適用された税率等に関する調

税目	課税標準	税率	納期	備考
県	1 個人 (1) 均等割	(1) 1,000円 (1,500円)	賦課徴収は市町村民税の賦課徴収と併せて行うため、市町村民税の納期と同じ。	令和5年度から令和9年度については、「豊かな森づくり協働税」500円を加算した()内の額を税率とする。
	(2) 所得割 (前年の所得)	(2) 一律 4 %		
民	2 法人 (1) 均等割	(1) 資本金等の額が1000万円以下の法人、公益法人等 20,000円 (21,000円) 資本金等の額が1000万円を越え1億円以下の法人 50,000円 (52,500円) 資本金等の額が1億円を越え10億円以下の法人 130,000円 (136,500円) 資本金等の額が10億円を越え50億円以下の法人 540,000円 (567,000円) 資本金等の額が50億円を越える法人 800,000円 (840,000円)	法人税の納期と同じ。ただし、収益事業を行わない法人等は4月30日(均等割)	令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度等については、「豊かな森づくり協働税」5%を加算した()内の額を税率とする。
	(2) 法人税割 法人税額	(2) 資本金若しくは出資金 1億円超又は法人税額 1,000万円超の法人 1.8% (4.0%) その他の法人 1.0% (3.2%)		令和元年9月30日までに開始する事業年度については()内の税率とする。
税	3 利子割 支払いを受けるべき利子等の額	5 %	毎月分を翌月10日まで	金融機関等が利子等の支払いの際、特別徴収する。
	4 配当割 支払いを受けるべき特定配当等の額	5 %	毎月分を翌月10日まで (源泉徴収選択口座内で受け入れる特定配当等については、翌年の1月10日まで)	株式会社等が特定配当等の支払いの際、特別徴収する。
	5 株式等譲渡所得割 支払いを受けるべき上場株式等の譲渡益の額	5 %	1年分を翌年の1月10日まで	証券会社等が上場株式等の譲渡益の支払いの際、特別徴収する。
事業税	1 個人 (1) 第1種事業の所得 (2) 第2種事業の所得 (3) 第3種事業の所得 (4) 第3種事業のうち あん摩・はり・きゅう等の事業の所得	(1) 5% (2) 4% (3) 5% (4) 3%	第1期 8月1日から 8月31日まで 第2期 11月1日から 11月30日まで	課税標準となる所得から事業主控除として、年290万円を控除する。

税目	課税標準	税率	納期	備考
事業税	2 法人 (1) 付加価値制 付加価値額 (収益配分額(報酬給 与額、純支払利子、 純支払賃借料の合計 額)と単年度損益との 合計額)	(1) ア 付加価値額の 1.2% イ 付加価値額の 0.37%	確定申告納付 事業年度終了の日から2 月以内 中間申告納付 事業年度開始の日から6 月を経過した日から2月 以内	(1)ア、(2)アは法第72条の2第一項第 一号イに掲げる法人に適用。 (1)イ、(2)イは法第72条の2第一項第 三号イに掲げる法人に適用。 ※上記は令和2年4月以降に開始する 事業年度から適用。 (3) 資本金が1億円超の普通法人の令 和4年4月1日以後に開始する事業年度 は一律1.0%を適用。 ※令和元年9月30日までに開始する事 業年度については、()内の税率とし る。
	(2) 資本割 資本金等の額	(2) ア 資本金等の額0.5% イ 資本金等の額0.15%	清算法人 平成22年9月30日以前の解散 清算中に事業年度が終了し た場合 事業年度終了の日から2 月以内 残余財産の一部を分配した 場合 分配の日の前日まで 残余財産が確定した場合 残余財産確定の日から1 月以内 (残余財産の最後の分配 が行われる場合は、その 行われる日の前日まで)	平成20年10月1日から令和元年9月30日 までに開始する事業年度については、 法人事業税と併せて地方法人特別税 (国税)を申告し、納める必要がある。 (税率) ・資本金1億円以下の普通法人 特別法人、公益法人等 法人事業税所得割額の 43.2% ・資本金1億円超の普通法人 法人事業税所得割額の414.2% ・電気・ガス供給業、保険業 法人事業税収入割額の 43.2%
業	(3) 所得割 所得又は清算所得	(3) 資本金が1億円以下の普通法人 年400万円以下の所得 3.5% (3.4%) 年400万円を超え 年800万円以下の所得 5.3% (5.1%) 年800万円を超える所得 及び清算所得 7.0% (6.7%) ただし、3以上の都道府県に事務所等 を有する法人で、資本金又は出資金が 1,000万円以上の法人の所得及び清算 所得 7.0% (6.7%) 資本金が1億円超の普通法人 年400万円以下の所得 0.4% (0.3%) 年400万円を超え 年800万円以下の所得 0.7% (0.5%) 年800万円を超える所得 及び清算所得 1.0% (0.7%) ただし、3以上の都道府県に事務所等 を有する法人で、資本金又は出資金が 1,000万円以上の法人の所得及び清算 所得 1.0% (0.7%) 法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人 令和2年4月1日以後に開始する事業年度の所得金 額の1.85% 特別法人 年400万円以下の所得 3.5% (3.4%) 年400万円を超える所得 及び清算所得 4.9% (4.6%) ただし、3以上の都道府県に事務所等 を有する法人で、資本金又は出資金が 1,000万円以上の法人の所得及び清算 所得 4.9% (4.6%)	残余財産が確定した場合 事業年度終了の日から1 月以内 (残余財産の最後の分配 が行われる場合は、その 行われる日の前日まで)	令和元年度10月1日以降に開始する事 業年度については、法人事業税と併せ て特別法人事業税(国税)を申告し、収 める必要がある。 (税率) ・資本金1億円以下の普通法人 法人事業税所得割の37.0% ・資本金1億円以下の特別法人 法人事業税所得割の34.5% ・資本金1億円超の普通法人 法人事業税所得割額の260.0% ・電気・ガス供給業、保険業 法人事業税収入割額の30.0%
	税	(4) 収入割 収入金額	(4) ア 収入金額の 1.0% (0.9%) イ 収入金額の 0.75% (0.9%)	

税目	課税標準	税率	納期	備考
地方消費税	国に納める消費税額	消費税(国税)額の [~令和元年9月]63分の17 [令和元年10月~]78分の22	消費税の納期と同じ	消費税と合わせて国に申告し納める。
不動産取得税	取得した土地又は家屋の 価格	4 %	納税通知書に定める日	ア 一定の要件を満たす住宅を建築し た場合は1戸につき1,200万円を価格か ら控除する。
	【特例措置】 ①住宅 令和9年3月31日までに取得した場合	3 %		イ 免税点 土地 10万円 家屋(建築) 23万円 家屋(その他) 12万円
	②土地 令和9年3月31日までの間に取得した 場合	3 %		
県たばこ税	売渡し等に係る製造たば この本数	平成30年10月1日売渡し分から 1,000本につき930円 令和2年10月1日売渡し分から 1,000本につき1,000円 令和3年10月1日売渡し分から 1,000本につき1,070円	毎月分を翌月末日まで	旧3級品銘柄(わかば、エコー、しんせい、 ゴールデンバット等)の税率につい ては、令和元年10月1日以降一般品の 税率と同じ。
	ゴルフ場利用税	(課税方式) 定額課税	1人1日につき 300円~1,200円	毎月分を翌月15日まで

税目	課税標準	税率	納期	備考
自動車税別割	1 乗用車	1	5月1日 ～31日	賦課期日(4月1日)の翌日から翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、登録等の申請の際、現金徴収の方法により徴収する。
	(1) 営業用	(1) 年額(円)		
	総排気量が	通常 7,500 重課 8,600 最大軽課 2,000 最小軽課 4,000		
	1リットル以下			
	1リットルを超え	8,500 9,700 2,500 4,500		
	1.5リットル以下			
	1.5リットルを超え	9,500 10,900 2,500 5,000		
	2リットル以下			
	2リットルを超え	13,800 15,800 3,500 7,000		
	2.5リットル以下			
	2.5リットルを超え	15,700 18,000 4,000 8,000		
	3リットル以下			
	3リットルを超え	17,900 20,500 4,500 9,000		
	3.5リットル以下			
	3.5リットルを超え	20,500 23,500 5,500 10,500		
	4リットル以下			
	4リットルを超え	23,600 27,100 6,000 12,000		
	4.5リットル以下			
	4.5リットルを超え	27,200 31,200 7,000 14,000		
	6リットル以下			
	6リットルを超えるもの	40,700 46,800 10,500 20,500		
	(2) 自家用	(2) 年額(円)		
	総排気量が	通常 25,000 重課 - 最大軽課 6,500 最小軽課 12,500		
	1リットル以下			
	1リットルを超え	30,500 - 8,000 15,500		
	1.5リットル以下			
1.5リットルを超え	36,000 - 9,000 18,000			
2リットル以下				
2リットルを超え	43,500 - 11,000 22,000			
2.5リットル以下				
2.5リットルを超え	50,000 - 12,500 25,000			
3リットル以下				
3リットルを超え	57,000 - 14,500 28,500			
3.5リットル以下				
3.5リットルを超え	65,500 - 16,500 33,000			
4リットル以下				
4リットルを超え	75,500 - 19,000 38,000			
4.5リットル以下				
4.5リットルを超え	87,000 - 22,000 43,500			
6リットル以下				
6リットルを超えるもの	110,000 - 27,500 55,000			
	電気自動車等			
	営業用			
	通常 7,500円			
	最大軽課 2,000円			
	最小軽課 4,000円			
	自家用			
	通常 25,000円			
	最大軽課 6,500円			
	最小軽課 12,500円			

税目	課税標準	税率	納期	備考			
自動車税別割	2 トラック	2	5月1日 ～31日	総積が1リットルを超えるロータリーエンジンを備え乗車定員が4人以上のもの 通常 12,800円 重課 14,000円 最大軽課 3,500円 最小軽課 6,500円 小型自動車に属するけん引車 通常 7,500円 重課 8,200円 最大軽課 2,000円 最小軽課 4,000円 普通自動車に属するけん引車 通常 15,100円 重課 16,600円 最大軽課 4,000円 最小軽課 8,000円 小型自動車に属する被けん引車 年額 3,900円 普通自動車に属する被けん引車 最大積載量が8トン以下のもの 年額 7,500円 最大積載量が8トンを超えるもの 年額7,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額			
	(1) 営業用	(1) 年額(円)					
	最大積載量が	通常 6,500 重課 7,100 最大軽課 2,000 最小軽課 3,500					
	1トン以下						
	1トンを超え	9,000 9,900 2,500 4,500					
	2トン以下						
	2トンを超え	12,000 13,200 3,000 6,000					
	3トン以下						
	3トンを超え	15,000 16,500 4,000 7,500					
	4トン以下						
	4トンを超え	18,500 20,300 5,000 9,500					
	5トン以下						
	5トンを超え	22,000 24,200 5,500 11,000					
	6トン以下						
	6トンを超え	25,500 28,000 6,500 13,000					
	7トン以下						
	7トンを超え	29,500 32,400 7,500 15,000					
	8トン以下						
	8トンを超えるもの	通常:29,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに4,700円を加算した額 重課:32,400円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額 最大軽課:7,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに1,200円を加算した額 最小軽課:15,000円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに2,400円を加算した額					
		イ					
		イ 上記自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、当該額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額を加算した額とする					
		通常 重課 最大軽課 最小軽課					
		総排気量が			3,700 4,100 1,000 1,800		
		1リットル以下					
		1リットルを超え			4,700 5,200 1,200 2,300		
		1.5リットル以下					
	1.5リットルを超えるもの	6,300 6,900 1,600 3,200					
	電気自動車又は水素自動車	通常 3,700 重課 - 最大軽課 1,000 最小軽課 1,800					

税目	課税標準	税率	納期	備考		
自動車税	(2) 自家用 ア	(2) 年額(円) ア 通常 重 課 最大軽課 最小軽課 8,000 8,800 2,000 4,000	5月1日 ～31日	総容積が1ℓ以下のロータリーエンジンを備えたもの 通常 14,300円 重 課 15,700円 最大軽課 4,000円		
	最大積載量が1トン以下	11,500 12,600 3,000 6,000				
	11 1トンを超え2トン以下	16,000 17,600 4,000 8,000				
	12 2トンを超え3トン以下	20,500 22,500 5,500 10,500				
	13 3トンを超え4トン以下	25,500 28,000 6,500 13,000				
	14 4トンを超え5トン以下	30,000 33,000 7,500 15,000				
	15 5トンを超え6トン以下	35,000 38,500 9,000 17,500				
	16 6トンを超え7トン以下	40,500 44,500 10,500 20,500				
	17 7トンを超え8トン以下					
	18 8トンを超えるもの	通常:40,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額 重課:44,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに6,900円を加算した額 最大軽課:10,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに1,600円を加算した額 最小軽課:20,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,200円を加算した額				
	イ	イ 上記自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、当該額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額を加算した額とする			小型自動車に属するけん引車 通常 10,200円 重 課 11,200円 最大軽課 3,000円 最小軽課 5,500円	
	種別割	総排気量が 1リットル以下 11 1リットルを超え1.5リットル以下 12 1.5リットルを超えるもの			通常 重 課 最大軽課 最小軽課 5,200 5,700 1,300 2,600 6,300 6,900 1,600 3,200 8,000 8,800 2,000 4,000	普通自動車に属するけん引車 通常 20,600円 重 課 22,600円 最大軽課 5,500円 最小軽課 10,500円
		電気自動車又は水素自動車			通常 重 課 最大軽課 最小軽課 5,200 - 1,300 2,600	普通自動車に属する被けん引車 年額5,300円 最大積載量が8トン以下のもの 年額10,200円 最大積載量が8トンを超えるもの 年額10,200円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額

税目	課税標準	税率	納期	備考
自動車税	3 バス (1) 営業用 ア 一般乗合用のもの	3 (1) 年額(円) ア 通常 重 課 最大軽課 最小軽課 12,000 - 3,000 6,000	5月1日 ～31日	
	乗車定員が30人以下	14,500 - 4,000 7,500		
	11 30人を超え40人以下	17,500 - 4,500 9,000		
	12 40人を超え50人以下	20,000 - 5,000 10,000		
	13 50人を超え60人以下	22,500 - 6,000 11,500		
	14 60人を超え70人以下	25,500 - 6,500 13,000		
	15 70人を超え80人以下	29,000 - 7,500 14,500		
	16 80人を超えるもの			
	イ 一般乗合用のもの以外	イ 年額(円) 通常 重 課 最大軽課 最小軽課 26,500 29,100 7,000 13,500		
	乗車定員が30人以下	32,000 35,200 8,000 16,000		
	11 30人を超え40人以下	38,000 41,800 9,500 19,000		
	12 40人を超え50人以下	44,000 48,400 11,000 22,000		
	13 50人を超え60人以下	50,500 55,500 13,000 25,500		
14 60人を超え70人以下	57,000 62,700 14,500 28,500			
15 70人を超え80人以下	64,000 70,400 16,000 32,000			
16 80人を超えるもの				
種別割	(2) 自家用 ア (2)のイに掲げるもの以外	ア 通常 重 課 最大軽課 最小軽課 33,000 36,300 8,500 16,500		
	乗車定員が30人以下	41,000 45,100 10,500 20,500		
11 30人を超え40人以下	49,000 53,900 12,500 24,500			
12 40人を超え50人以下	57,000 62,700 14,500 28,500			
13 50人を超え60人以下	65,500 72,000 16,500 33,000			
14 60人を超え70人以下	74,000 81,400 18,500 37,000			
15 70人を超え80人以下	83,000 91,300 21,000 41,500			
16 80人を超えるもの				
イ	イ (1)のイに掲げる額			
	学校教育法第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園が所有し、かつ専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学の用に用いるもの			

税目	課税標準	税率	納期	備考
自動車税	4 特種用途自動車	4	5月1日 ～31日	
	(1) 営業用	(1) 年額(円)		
	ア 壺きゅう車	通常重課 最大軽課 最小軽課		
	乗車定員が 3人以下	6,500 7,400 2,000 3,500		
	〃 4人以上	12,000 13,800 3,000 6,000		
	イ その他	イ 年額(円)		
	最大積載量の定め のないもの又は最 大積載量が1トン 以下のもの	通常重課 最大軽課 最小軽課		
	車両重量が	6,500 7,100 2,000 3,500		
	2トン以下			
	〃 2トンを超え	9,000 9,900 2,500 4,500		
4トン以下				
〃 4トンを超え	12,000 13,200 3,000 6,000			
6トン以下				
〃 6トンを超え	15,000 16,500 4,000 7,500			
8トン以下				
〃 8トンを超え	18,500 20,300 5,000 9,500			
10トン以下				
〃 10トンを超え	22,000 24,200 5,500 11,000			
12トン以下				
〃 12トンを超え	25,500 28,000 6,500 13,000			
14トン以下				
〃 14トンを超え	29,500 32,400 7,500 15,000			
16トン以下				
〃 16トンを超えるもの	通常：29,500円に車両重量が16トンを超える部 分2トンまでごとに4,700円を加算した額(その 額が48,300円を超えるときは48,300円) 重課：32,400円に車両重量が16トンを超える部 分2トンまでごとに5,100円を加算した額(その 額が52,800円を超えるときは52,800円) 最大軽課：7,500円に車両重量が16トンを超え る部分 2トンまでごとに1,200円を加算した額 (その額が12,300円を超えるときは12,300円) 最小軽課：15,000円に車両重量が16トンを超え る部分 2トンまでごとに2,400円を加算した額 (その額が24,600円を超えるときは24,600円)			
最大積載量が1トン を超えるもの	2の(1)に掲げる額			
三輪の小型自動車 に属するもの	年額(円) 通常重課 最大軽課 最小軽課 4,500 5,100 1,500 2,500			
(2) 自家用	(2)			
ア 教習車	ア			
乗用車に類するもの	1の(2)に掲げる額			
トラックに類するもの	2の(2)に掲げる額			
バスに類するもの	3の(2)のアに掲げる額			
イ キャンピングトレー 普通自動車に属す るもの	イ 年額(円) 通常重課 最大軽課 最小軽課 10,200 - - -			
四輪以上の小型自 動車に属するもの	5,300 - - -			

税目	課税標準	税率	納期	備考
自動車税	ウ キャンピング車	ウ 年額(円)	5月1日 ～31日	電気自動車等 通常 20,000円 最大軽課 5,000円 最小軽課 10,000円
	総排気量が	通常重課 最大軽課 最小軽課		
	20,000	- 5,000 10,000		
	〃 1リットル以下	24,400 - 6,500 12,500		
	〃 1.5リットル以下	28,800 - 7,500 14,500		
	〃 2リットル以下	34,800 - 9,000 17,500		
	〃 2.5リットル以下	40,000 - 10,000 20,000		
	〃 3リットル以下	45,600 - 11,500 23,000		
	〃 3.5リットル以下	52,400 - 13,500 26,500		
	〃 4リットル以下	60,400 - 15,500 30,500		
〃 4.5リットル以下	69,600 - 17,500 35,000			
〃 6リットルを超える もの	88,000 - 22,000 44,000			
エ その他	エ 年額(円)			
最大積載量の定め のないもの又は最 大積載量が1トン 以下のもの	通常重課 最大軽課 最小軽課			
車両重量が	8,000 8,800 2,000 4,000			
2トン以下				
〃 2トンを超え	11,500 12,600 3,000 6,000			
4トン以下				
〃 4トンを超え	16,000 17,600 4,000 8,000			
6トン以下				
〃 6トンを超え	20,500 22,500 5,500 10,500			
8トン以下				
〃 8トンを超え	25,500 28,000 6,500 13,000			
10トン以下				
〃 10トンを超え	30,000 33,000 7,500 15,000			
12トン以下				
〃 12トンを超え	35,000 38,500 9,000 17,500			
14トン以下				
〃 14トンを超え	40,500 44,500 10,500 20,500			
16トン以下				
〃 16トンを超えるもの	通常：40,500円に車両重量が16トンを超える部 分2トンまでごとに6,300円を加算した額(その 額が65,700円を超えるときは65,700円) 重課：44,500円に車両重量が16トンを超える部 分2トンまでごとに6,900円を加算した額(その 額が72,100円を超えるときは72,100円) 最大軽課：10,500円に車両重量が16トンを超え る部分 2トンまでごとに1,600円を加算した額 (その額が16,900円を超えるときは16,900円) 最小軽課：20,500円に車両重量が16トンを超え る部分 2トンまでごとに3,200円を加算した額 (その額が33,300円を超えるときは33,300円)			
最大積載量が1トン を超えるもの	2の(2)に掲げる額			
三輪の小型自動車 に属するもの	年額(円) 通常重課 最大軽課 最小軽課 6,000 6,900 1,500 3,000			

税目	課税標準	税率	納期	備考
自動車税別割	5 三輪の小型自動車	5	5月1日 ～31日	
	(1) 営業用	(1) 年額(円)		
	小型自動車に属するもの	通常 重課 最大軽課 最小軽課 4,500 5,100 1,500 2,500		
	三輪の小型自動車に属するけん引車	3,900 4,400 1,000 2,000		
	三輪の小型自動車に属する被けん引車	3,900 - - -		
	(2) 自家用	(2) 年額(円)		
	小型自動車に属するもの	通常 重課 最大軽課 最小軽課 6,000 6,900 1,500 3,000		
	三輪の小型自動車に属するけん引車	5,300 6,000 1,500 3,000		
	三輪の小型自動車に属する被けん引車	5,300 - - -		

税目	課税標準	税率	納期	備考
自動車税別割	6 令和元年9月30日までに最初の新規登録を受けた自家用乗用車等	6	5月1日 ～31日	
	(1) 乗用車	(1) 年額(円)		
	総排気量が	通常 重課 29,500 33,900		
	1リットル以下			
	1リットルを超え	34,500 39,600		
	1.5リットル以下			
	1.5リットルを超え	39,500 45,400		
	2リットル以下			
	2リットルを超え	45,000 51,700		
	2.5リットル以下			
	2.5リットルを超え	51,000 58,600		
	3リットル以下			
	3リットルを超え	58,000 66,700		
	3.5リットル以下			
	3.5リットルを超え	66,500 76,400		
	4リットル以下			
	4リットルを超え	76,500 87,900		
	4.5リットル以下			
	4.5リットルを超え	88,000 101,200		
	6リットル以下			
6リットルを超えるもの	111,000 127,600			
(2) 教習車 乗用車に類するもの	(2) (1)に掲げる額			
(3) キャンピング車	(3) 年額(円)			
総排気量が	通常 重課 23,600 27,100			
1リットル以下				
1リットルを超え	27,600 31,700			
1.5リットル以下				
1.5リットルを超え	31,600 36,300			
2リットル以下				
2リットルを超え	36,000 41,400			
2.5リットル以下				
2.5リットルを超え	40,800 46,900			
3リットル以下				
3リットルを超え	46,400 53,300			
3.5リットル以下				
3.5リットルを超え	53,200 61,100			
4リットル以下				
4リットルを超え	61,200 70,300			
4.5リットル以下				
4.5リットルを超え	70,400 80,900			
6リットル以下				
6リットルを超えるもの	88,800 102,100			
※重課及び軽課については、グリーン化税制が適用された場合の税率である。				

税目	課税標準	税率	納期	備考
自動車税 環境性能制	自動車の取得価格 ※バス事業者やタクシー事業者が導入するパリアフリー車両 (取得価格＝1,000万円 (又は800万円・650万円 ・200万円・100万円)) ※ 先進安全自動車 (取得価格＝175万円)	自動車の環境性能に応じた税率 (非課税・0.5%・1%・2%・3%)	1 新規登録を受ける自動車にあつては、その新規登録のとき 2 移転登録を受けるべき自動車にあつては、その移転登録を受けるべき事由があつた日から15日以内(その日前に移転登録を受けたときはその登録の日から15日以内) 3 その他の自動車の取得にあつては、その取得の日から15日以内	自動車の取得価格が50万円以下の場合には課税されない。
軽油引取税	特約業者又は元売業者からの軽油の引取りで当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものの数量	1キロリットルにつき 32,100 円	毎月分を翌月末日まで	税率の特例(当分の間)
鉱区	鉱区の面積、砂鉱区の延長又は面積	1 砂鉱を目的としない 鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積100アールごとに年額 200 円 採掘鉱区 面積100アールごとに年額 400 円 2 砂鉱を目的とする 鉱業権の鉱区 河床 延長1,000メートルごとに年額 600 円 河床でないもの 面積100アールごとに年額 200 円	5月20日～31日	石油又は可燃性天然ガスを目的とするものは左記の2/3の税率
税				

税目	課税標準	税率	納期	備考
狩猟				
税				
産業廃棄物税	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量	1トンにつき 1,000 円	4月末・7月末・10月末・1月末	
県が課する固定資産税	大規模償却資産の価格のうち、その大規模償却資産が所在する市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額	1.4 %	第1期 4月20日～30日 第2期 7月20日～31日 第3期 12月16日～25日 第4期 2月20日～末日	

延滞金 ・ 加算金	<p>1 延滞金</p> <ul style="list-style-type: none"> 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 納期限の翌日から1月を経過した日から納付日までの期間 <p>【平成12年1月1日から平成25年12月31日までの特例基準割合】 上記の期間が、延滞金の計算期間となる場合は、年7.3%部分に限り、各年毎に次の計算式で算出した率が7.3%に満たない場合には、その年中適用する。 〔計算式〕 前年11月30日現在の商業手形の基準割引率(従来の「公定歩合」)+4.0% (小数点以下1位未満切り捨て)</p> <p>【平成26年1月1日以降の特例基準割合】 年7.3%の部分に加え、年14.6%の部分にも特例が創設された。次の計算式で算出した率が7.3%または14.6%に満たない場合には、その年中適用する。 〔計算式〕 ・7.3%部分 国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前々年特例基準割合(10月～前年9月における平均による割合+1%)+1% ・14.6%部分 国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前々年特例基準割合(10月～前年9月における平均による割合+1%)+7.3%</p>	<p>納める税額の7.3% 14.6%</p> <p>特例基準割合及び適用期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用期間</th> <th>7.3%部分に対応する特例基準割合</th> <th>14.6%部分に対応する特例基準割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成12年1月1日～平成13年12月31日</td><td>4.5%</td><td>—</td></tr> <tr><td>平成14年1月1日～平成18年12月31日</td><td>4.1%</td><td>—</td></tr> <tr><td>平成19年1月1日～平成19年12月31日</td><td>4.4%</td><td>—</td></tr> <tr><td>平成20年1月1日～平成20年12月31日</td><td>4.7%</td><td>—</td></tr> <tr><td>平成21年1月1日～平成21年12月31日</td><td>4.5%</td><td>—</td></tr> <tr><td>平成22年1月1日～平成25年12月31日</td><td>4.3%</td><td>—</td></tr> <tr><td>平成26年1月1日～平成26年12月31日</td><td>2.9%</td><td>9.2%</td></tr> <tr><td>平成28年1月1日～平成28年12月31日</td><td>2.8%</td><td>9.1%</td></tr> <tr><td>平成29年1月1日～平成29年12月31日</td><td>2.7%</td><td>9.0%</td></tr> <tr><td>平成30年1月1日～令和2年12月31日</td><td>2.6%</td><td>8.9%</td></tr> <tr><td>令和3年1月1日～令和3年12月31日</td><td>2.5%</td><td>8.8%</td></tr> <tr><td>令和4年1月1日～令和6年12月31日</td><td>2.4%</td><td>8.7%</td></tr> </tbody> </table>	適用期間	7.3%部分に対応する特例基準割合	14.6%部分に対応する特例基準割合	平成12年1月1日～平成13年12月31日	4.5%	—	平成14年1月1日～平成18年12月31日	4.1%	—	平成19年1月1日～平成19年12月31日	4.4%	—	平成20年1月1日～平成20年12月31日	4.7%	—	平成21年1月1日～平成21年12月31日	4.5%	—	平成22年1月1日～平成25年12月31日	4.3%	—	平成26年1月1日～平成26年12月31日	2.9%	9.2%	平成28年1月1日～平成28年12月31日	2.8%	9.1%	平成29年1月1日～平成29年12月31日	2.7%	9.0%	平成30年1月1日～令和2年12月31日	2.6%	8.9%	令和3年1月1日～令和3年12月31日	2.5%	8.8%	令和4年1月1日～令和6年12月31日	2.4%	8.7%
	適用期間	7.3%部分に対応する特例基準割合	14.6%部分に対応する特例基準割合																																						
平成12年1月1日～平成13年12月31日	4.5%	—																																							
平成14年1月1日～平成18年12月31日	4.1%	—																																							
平成19年1月1日～平成19年12月31日	4.4%	—																																							
平成20年1月1日～平成20年12月31日	4.7%	—																																							
平成21年1月1日～平成21年12月31日	4.5%	—																																							
平成22年1月1日～平成25年12月31日	4.3%	—																																							
平成26年1月1日～平成26年12月31日	2.9%	9.2%																																							
平成28年1月1日～平成28年12月31日	2.8%	9.1%																																							
平成29年1月1日～平成29年12月31日	2.7%	9.0%																																							
平成30年1月1日～令和2年12月31日	2.6%	8.9%																																							
令和3年1月1日～令和3年12月31日	2.5%	8.8%																																							
令和4年1月1日～令和6年12月31日	2.4%	8.7%																																							
<p>2 過少申告加算金</p> <ul style="list-style-type: none"> 期限内に申告しているが、申告額が実際の額より少額であるために後日増額の修正申告をした場合、または増額の更正を受けた場合 なお、増差税額が期限内申告額(申告額が50万円に満たないときは、50万円)を超える場合 <p>3 不申告加算金</p> <ul style="list-style-type: none"> 期限内に申告しなかったため、決定を受けたとき 期限後に申告して更正を受けたとき 県の調査による決定を予知しないで、期限後に申告したとき <p>4 重加算金</p> <ul style="list-style-type: none"> 期限内に申告している場合 期限後に申告したり、申告しなかった場合 	<p>増差税額の10%</p> <p>申告額(または50万円)を超える額の15%</p> <p>納める税額の15% 15% 5%</p> <p>増差税額の35% 40%</p> <p>〔過去5年以内に不申告加算金又は重加算金を賦課された者が、再び不申告又は仮装・隠蔽を繰り返した場合、その割合に10%の加重を行う。〕</p>																																								